第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表大分の項中「大分　四」を「大分　五」に改め、「臼杵　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一臼杵人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定は、同月十日から施行する。

○厚生労働省令第百十七号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条の規定を実施するため、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（都道府県知事との協定の締結等）

第九条　厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）と、当該都道府県内の一の公共職業安定所（以下この条において「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下この条において「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

2　都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができる。

3　協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずることを要請することができる。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、附則に一条を加える改正規定（附則第九条第一項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。